

田辺市新規開業資金利子補給金交付申請書

年 月 日

田 辺 市 長 あて

事業所住所

事業所名称

代表者氏名

電 話 番 号 () -

代表者住所

〔 法人にあっては、代表者住所欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。 〕

田辺市新規開業資金利子補給要綱（平成27年3月31日要綱第3号）第5条の規定のに基づき、下記のとおり田辺市新規開業資金利子補給金の交付を受けたく関係書類を添えて申請するとともに、本申請に係る融資について、市長が金融機関に対して、その内容を確認することに同意いたします。

記

利子補給金交付申請額 金 円

対 象 事 業 の 概 要	事業所住所 事業内容 (具体的に記載のこと)
創 業 (開 業) 日	年 月 日
創業日における新規雇用者数 (初回申請時のみ記入)	人 (経営者を除く)

■ 関係書類

- ① 新規開業資金利子補給金請求書
- ② 利子支払済額証明書（月毎の支払が分かるもの。別紙「支払済額明細書」を含む。）
- ③ 支払額明細書（又は償還計画表）
- ④ 市税完納証明書（国民健康保険税を含む。）
- ⑤ 商業登記簿（申請者が法人の場合に限る。）
- ⑥ 創業（開業）した事業の概要（事業所の場所・名称・内容等）がわかる書類
- ⑦ 創業（開業）した日がわかる書類

※ ①～②の所定用紙は、市役所商工振興課にて用意しています。

ただし、②については、必要事項を記入し、金融機関により証明を受ける必要があります。また、金融機関所定の様式であっても、融資実行日、年利、返済期間等のほか、月々の支払済額が明示されており、当該金融機関の証明を受けたものであれば、それに代えることができます。

※ ③については、融資借入の際、金融機関にて発行されるものです。

※ ④については、市役所収納課にて交付の申請（交付手数料200円が必要です）を行い発行してもらってください。

※ ⑤については、和歌山地方法務局田辺支局にて発行されるものです。（事業所住所、事業所名称、代表者氏名に変更がない場合は初回時のみ提出。）

※ ⑥については、事業所の位置図や業務内容等が把握できる書類を提出してください。（内容に変更がない場合は初回時のみ提出。）

※ ⑦については、税務署や市役所税務課へ提出した開業届の写し、貸付申込書の写しなどの書類を提出してください。

田辺市新規開業資金利子補給金請求書

年 月 日

田 辺 市 長 あて

事業所住所

事業所名称

代表者氏名

㊞

電 話 番 号

()

—

代表者住所

〔 法人にあつては、代表者住所欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。 〕

次のとおり田辺市新規開業資金利子補給金を支払われたく請求します。

利子補給金請求金額 円

■振込先口座

金融機関		銀行・金庫・組合				店・所			
預金種目		1. 普通	2. 当座	口座番号					
名 義 人	カナ								
	漢字								

※ 口座番号は、右詰にてご記入ください。

担当者確認印

年 月 日

(金融機関名)

御中

事業所住所

事業所名称

代表者氏名

電話番号 () -

代表者住所

〔 法人にあっては、代表者住所欄には、主たる事務所の所在地を記載してください。 〕

利子支払済額証明書 (証明願)

田辺市新規開業資金利子補給金の交付申請を行うため、次の融資に係る利子が支払済みであることを証明願います。

申請年度	年4月1日から翌年3月31日まで		
実施機関名	<input type="checkbox"/> (株)日本政策金融公庫	<input type="checkbox"/> 和歌山県	(どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>)
融資制度名	() 制度・枠)		
融資実行日	年 月 日		
融資金額	金	円	
返済期間 (利子支払期間)	年 月 日から 年 月 日まで		
利率	年利 % 【 特利：当初 か月間 / 年利 % 】		
利子支払済額	金	円 (月々の支払済額は別紙のとおり)	
延滞利息支払済	金	円	
※ 確定利子支払済額			円

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関名

印

- ※ 本証明書については、金融機関所定の様式であっても、上表のような契約内容が確認できるとともに、月々の支払済額が明示され当該金融機関の証明が受けられるものであれば、それに代えることができます。
- ※ 実施機関名については、融資を受けている実施機関に○を付けてください。
- ※ 融資制度名欄については、実施機関が(株)日本政策金融公庫である場合はご利用の融資制度名をご記入ください。この場合において、「新創業融資制度」又は「創業支援貸付利率特例制度」等の特例が適用されているときは、あわせて()内にその制度名をご記入ください。実施機関が和歌山県である場合は「新規開業資金」と記入するとともに()内に枠名をご記入ください。
- ※ 特別利率が適用される場合は、【特利： 】欄に適用月数及び特別利率をご記入ください。
- ※ 据置期間が適用されている場合は、その期間中の支払利子額もご記入ください。
- ※ 「※ 確定利子支払済額」の欄は市役所にて記入しますので、何も記入しないでください。

支 払 済 額 明 細 書

作成日 年 月 日

申 請 年 度	年 4 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 まで
---------	-----------------------------

(単位：円)

支 払 回	支 払 日	支 払 額	支 払 額 の 内 訳		支 払 後 残 高	備 考
			元 金	利 子		
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
回目	年 月 日	円	円	円	円	
合 計		円	円	円	円	

■ 明細表の記入のしかた新規開業資金利子補給金交付申請書・請求書

今回の申請が初めての方

支払回の1段目を「1回目」とし、申請年度内（当該年度の4月1日から3月31日まで）の支払日、支払額等を上から順にご記入ください。

今回の申請が2回目以降である方

支払回の1段目には、金融機関から発行されている支払額明細書（償還計画表）等をご覧いただき、昨年の申請に続く支払回から今回の申請年度内（当該年度の4月1日から3月31日まで）の12か月分の支払日、支払額等を上から順にご記入ください。ただし、3月分の支払が曜日の都合で4月になる場合は、翌年度の申請により請求していただくこととなります。

※ 据置期間が適用されている場合は、その期間中の支払利子額もご記入ください。

※ 延滞利息は含めないでください。

※ 本明細書については、金融機関所定の様式であっても、契約内容が確認できるとともに、月々の支払済額が明示され当該金融機関の証明が受けられるものであれば、それに代えることができます。